

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第400号）

〔 遺失物関係文書不存在非公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和6年6月28日）

第一 審査会の結論

諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和3年6月13日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求を行った。
（行政文書公開請求の内容）
府立〇〇高校について、
 - （1）令和3年5月21日に、職員室のゴミ箱に生徒の教科書が捨てられていた事実がわかる文書（以下「本件請求1」という。）
 - （2）上記1. の経緯がわかる文書（以下「本件請求2」という。）
 - （3）令和3年6月10日に、職員室のゴミ箱に生徒の弁当箱が捨てられていた事実がわかる文書（以下「本件請求3」という。）
 - （4）上記3. の経緯がわかる文書（以下「本件請求4」という。）
 - （5）同校における遺失物が、遺失物法に則って処理されている事実がわかる資料（以下「本件請求5」という。）
 - （6）同校における遺失物が、遺失物法に則って処理されていない事実がわかる資料（以下「本件請求6」という。）
 - （7）同校において遺失物法が適用される根拠（以下「本件請求7」という。）
 - （8）同校において遺失物法が適用されない根拠（以下「本件請求8」という。）
- 2 同月28日、実施機関は、上記行政文書公開請求に対し、「本件請求文書は、作成または保存していないため、管理していない。」という理由を付して、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 同月30日付け、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求を行った。

第三 審査請求の趣旨

処分をの取消しを求める。該当文書の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

請求文書8. について、当該校では遺失物を遺失物法に則らず教職員が破棄している実態

があるため、遺失物法が適用されない根拠があるのは自明である。不存在はあり得ない。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

本件請求に係る行政文書を作成していないため、審査請求人が求める行政文書は存在しない。

3 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 本件請求1から4について

ア 審査請求人は、本件請求1において「令和3年5月21日に、職員室のゴミ箱に生徒の教科書が捨てられていた事実がわかる文書」、本件請求3において「令和3年6月10日に、職員室のゴミ箱に生徒の弁当箱が捨てられていた事実がわかる文書」、本件請求2及び4において、本件請求1及び3の「経緯がわかる文書」の公開を求めている。

本件請求5から8の内容に鑑みれば、審査請求人は、府立〇〇高校において、生徒の遺失物が同法に則って処理されておらず、その具体的な事例として、本件請求1及び本件請求3を挙げていると考えられる。

イ 府立高校は、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、生徒又は教職員は、府立高校内において物件を拾得した場合、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に交付しなければならず（法第4条第2項）、交付を受けた施設占有者である校長は、速やかに、当該交付を受けた物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならないとされている（法第13条第1項）。

ウ 仮に校長が、法に基づき、遺失物を遺失者に返還し、又は警察署長に提出していた

場合には、本件請求1から本件請求4に係る文書は存在しない。

さらに審査請求人が示すような、府立〇〇高校において、遺失物を処分したとの事実が仮に存在していたとしても、個々の遺失物の対応において、その事実や経緯に係る文書が作成又は保存されていないことは不合理ではない。

(2) 本件請求5及び6について

遺失物法に則った処理の流れは、上記(1)イのとおりであるが、府立〇〇高校が、遺失物を同法に則って処理している事実又は処理されていない事実といった一般的な事柄について、文書を作成していないことは不合理ではない。

(3) 本件請求7及び8について

府立〇〇高校においては遺失物法が適用されると考えられるが、同法が適用される根拠又は適用されない根拠について、文書を作成していないことは不合理ではない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子